

平成16年12月7日
(社)全国貸金業協会連合会

個人情報の保護に関する自主ガイドライン (案)

【略語例】	2
1 目的および基本理念	3
2 定義等	4
2-1 「個人情報」	4
2-2 「個人情報データベース等」	5
2-3 「個人データ」	6
2-4 「保有個人データ」	6
2-5 「本人」	8
2-6 「公表」	8
2-7 「本人の同意」等.....	8
2-8 「本人が容易に知り得る状態」	9
2-9 「本人の知り得る状態」	9
2-10 「提供」	9
2-11 「貸金業者」	10
2-12 「個人情報機関」	10
3 個人情報の利用目的	11
3-1 利用目的の特定・明示・変更.....	11
3-2 利用目的による制限.....	12
4 個人情報の取得.....	14
4-1 適正な取得.....	14
4-2 機微（センシティブ）情報について.....	14
4-3 取得に際しての利用目的の通知等および本人の同意.....	16
5 個人データの管理.....	19
5-1 データ内容の正確性の確保.....	19
5-2 安全管理措置.....	19
5-2-1 組織的・人的安全管理措置.....	20
5-2-1-1 従業者の責任・権限・啓発・監督等.....	20
5-2-1-2 個人データ管理責任者および個人データ管理者.....	21
5-2-1-3 個人データの安全管理措置に関する基本方針・取扱規程等の整備.....	22
5-2-1-4 点検・監査体制の整備.....	24

5-2-1-5 漏えい事案等への対応体制の整備	24
5-2-2 技術的・物理的安全管理措置	25
5-2-3 委託先の監督等	28
6 第三者提供の制限	30
6-1 本人の同意	30
6-2 個人情報機関への提供	33
6-3 第三者提供に関する経過措置	34
7 保有個人データに関する事項の公表	35
8 個人データに関する本人関与（開示等の求め）	36
8-1 開示の求め	36
8-2 訂正等	37
8-3 利用停止等の求め	37
8-4 理由の説明	38
8-5 開示等の求めに応じる手続	38
8-6 手数料	39
9 苦情の処理	40
10 漏洩が生じた場合の措置	41
11 個人情報保護宣言	42
12 本ガイドラインの改正	42

【略語例】

法	個人情報保護の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
令	個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）
金融庁ガイドライン	金融分野における個人情報保護に関するガイドライン
政府の基本方針	個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定）
OECD	OECD（経済協力開発機構）の理事会で採択された「プライバシー保護と個人データの国際流通についての勧告」の中の 8 つの原則
協会	貸金業協会（貸金業規制法第 25 条）
連合会	全国貸金業協会連合会（貸金業規制法第 33 条）

1 目的および基本理念

- (1) 本ガイドラインは、「個人情報保護に関する法律」等の制定を踏まえ、金融・信用の分野においては個人情報の適正な取扱いが特に要請されることにかんがみ、その有用性に配慮しつつ、個人情報の一層の保護を図るために、貸金業者が遵守すべき具体的な規準を定めるものである。
- (2) 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。特に資金需要者等の個人情報は、適正な与信を受けるために必要不可欠である反面、悪用された場合には甚大な被害を生じやすいことから、慎重かつ適正な取り扱いに配慮しなければならない。

【解説】

- ア. このガイドラインは、情報技術の高度化に伴う個人情報の流出ないし悪用の危険の増大とプライバシー尊重の意識の高まりを背景に個人情報保護に関する法令等が急速に整備されつつあることを踏まえて、個人情報保護意識の向上と実践を期するものです。
- イ. このガイドラインは、原則的に、協会の会員であるか否か、また個人情報の保護に関する法律（以下、法という。）の「個人情報取扱事業者」に該当するか否かにかかわらず、すべての貸金業者を対象としています。すなわち、「個人情報取扱事業者」に該当する貸金業者は法第4章に定められた義務を負いますが、それに該当しない業者も含め、貸金業界として、個人情報の保護の精神を尊重し、自らを律しようとするものであり、また非協会員業者もすすんで遵守することが望まれます。なお、金融庁のガイドライン（第1条第2項）にも、自主的なルール策定と遵守の重要性がうたわれています。
- ウ. 金融・信用は、医療、情報通信とともに、個人情報の性質や利用方法等から特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野として、「個人情報保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）に例示されています。
- エ. 貸金業において、資金需要者等の個人情報は、与信判断、迅速なサービス、過剰貸付の防止のために重要な役割をもち、情報の有用性が高い反面、悪用された場合の危険性も大きいと言えます。

【関係法令等】

- 法第1条
- 政府の基本方針2(3)②
- 貸金業規制法第30条
- 法第3条・憲法第13条（個人の人格尊重の理念）
- 金融庁ガイドライン第1条

2 定義等

2-1 「個人情報」

本ガイドラインにおいて「個人情報」とは、貸金業を営むにあたって取り扱う生存する個人の資金需要者等に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

【解説】

- ア. 個人（自然人）の情報ですから、法人その他の団体に関する情報は含まれません。しかし、債務者が法人であっても、保証人が個人である場合は、その保証人の情報は個人情報になります。
- イ. 生存する個人の情報のみが「個人情報」にあたり、死者の情報は含まれませんが、資金需要者等が死亡した後も、その情報について、（これを消去しない限り）生前と同様に慎重な取扱いが必要です。なお、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、その生存する個人に関する情報となります。
- ウ. 「資金需要者等」には、資金需要者の他、債務者、保証人などが含まれます。
- エ. 雇用管理に関する個人情報については、この自主ガイドラインでは対象としていませんので、法令の他、厚労省のガイドラインなどに従うことになります。
- オ. 「個人情報」にあたるかどうかの判断は、特定の個人を識別できるかがポイントになります。特定の個人を識別できるものであれば「個人情報」であり、そうでなければ「個人情報」にはあたりません。
- 個人情報に該当するもの（特定の個人が識別できることを条件として）
- (ア) 防犯カメラに記録された映像情報
 - (イ) 録音された音声
 - (ウ) 借入れの申込みがあった場合に、その資金需要者から聞き取る、氏名・住所・電話番号や、勤務先・年収などの情報
 - (エ) 電子メールアドレス
 - (オ) 官報、電話帳、職員録等に公表されている情報
- カ. 「その他の記述等」には、住所・電話番号などがあります（これらを手がかりとして個人を識別できますので、これらを含む情報は「個人情報」です）。

【関係法令等】

- 法第2条1項
- 金融庁ガイドライン第2条1項

2-2 「個人情報データベース等」

「個人情報データベース等」とは、次に掲げるものをいう。

- ① 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物
- ② 紙面等で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順、年月日順等）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、容易に検索可能な状態に置いた、個人情報を含む情報の集合物。

【解説】

- ア. どのような記憶媒体（ハードディスク、フロッピーディスク・CD・MO・紙など）を使用しているかにかかわらず。
- イ. データベース専用のソフトウェアを使用するものでなくても、例えば、表計算ソフトやワープロソフトを用いて五十音順など一定の規則により並べたものは、①にあたります。
- ウ. 紙媒体で処理したものも、②の要件を満たせば、「個人情報データベース等」にあたります。

○個人情報データベース等に該当する事例

- (ア) 顧客リスト（一定の規則に従って表にしたもの、あるいは、帳票の形式であっても目次・索引などで整理し、容易に検索できるようにしたものなど）
- (イ) 電子メールソフトに保管されているメールアドレス帳
- (ウ) 顧客番号等と顧客が利用した取引についてのログ情報が保管されている電子ファイル
- (エ) 個人情報を業務用パソコン（所有者を問わない。）に入力し、他人も検索できる状態にしている場合
- (オ) 氏名、住所、企業別に分類整理されている市販の人名録
- (カ) 電話帳・住宅地図・官報

○個人情報データベース等に該当しない事例

- (ア) アンケートの戻りはがきで、氏名、住所等で分類整理されていない状態である場合
自己の名刺入れについて他人が自由に検索できる状況に置いていても、他人には容易にわからない独自の分類方法により名刺を分類した状態である場合
- (イ) アンケートの戻りはがきで、氏名、住所等で分類整理されていない状態である場合
(ただし、「個人情報」には該当するので、留意が必要です)

【関係法令等】

- 法第2条2項
- 令第1条
- 金融庁ガイドライン第2条第2項

2-3 「個人データ」

本ガイドラインにおいて「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

【解説】

- ア. 「個人情報」のうち「個人情報データベース等」を構成するものを「個人データ」とし、その管理や第三者への提供について規制を設けています（本ガイドライン5・6）。
- イ. コンピュータ（ハードディスク）内の個人情報データベース等からフロッピーディスク等の記録媒体にコピーされたり、紙面に印刷されたりしても、その情報自体は、個人情報データベース等を構成していることに変わりありませんから、「個人データ」に含まれます。

○個人データに該当する事例

- (ア) 個人情報データベース等から他の媒体に格納したバックアップ用の個人情報
- (イ) コンピュータ処理による個人情報データベース等から出力された帳票上の個人情報

○個人データに該当しない事例

- (ア) 入力帳票に記載されているが個人情報データベース等を構成する前の個人情報

【関係法令】

- 法第2条第4項
- 金融庁ガイドライン第2条第4項

2-4 「保有個人データ」

本ガイドラインにおいて「保有個人データ」とは、貸金業者が開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止のすべてを行うことのできる権限を有する「個人データ」をいう。ただし、次の場合を除く。

- ① その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの。
- ② 6ヶ月以内に消去する（更新することは除く。）こととなるもの。

【解説】

- ア. 法第2条第5項（および令第3条・4条）と同様の内容を定めるものです。
- イ. 貸金業者が資金需要者等から個人情報を取得する場合、契約によって、その取扱いが定められますが、貸金業者が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止について権限を持つことになる場合は、その「個人データ」は、「保有個人データ」にあたります。
- ウ. ①について：「政令」には、次のようなもの（例を除く）が定められています。
- 一. その個人データの存否が明らかになることで、本人または第三者の生命、身体または財産に危害が及ぶおそれがあるもの。
 - 二. その個人データの存否が明らかになることで、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがあるもの。（例えば、いわゆる総会屋等による不当要求被害を防止するため、その個人データを保有している場合が考えられます。）
 - 三. その個人データの存否が明らかになることで、国の安全が害されるおそれ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれまたは他国もしくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの。
 - 四. その個人データの存否が明らかになることで、犯罪の予防、鎮圧または捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの。（例えば、貸金業者が警察から捜査関係事項の照会を受ける過程で容疑者等の個人データを保有している場合が考えられます。このような場合は、個人データであっても、「保有個人データ」ではありません。）
- エ. ②について：「個人データ」のうち、一定期間（6ヶ月）以内に消去することとなるものは、除外されます。
- 従って、例えば、社内ルールによって、借入の申込みがあっても契約に至らなかったときは個人情報データベース等に取り込まれたその申込者の情報を6ヶ月以内に消去することとされている場合などは、「保有個人データ」には該当しません。ただし、実際にその期間内に消去されることが必要です。

【関係法令】

- 法第2条第5項
- 令第3条・第4条
- 金融庁ガイドライン第2条第5項

2-5 「本人」

本ガイドラインにおいて個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

【関係法令等】

- 法第2条6項

2-6 「公表」

本ガイドラインにおいて「公表」とは、広く一般に知らせること（国民一般その他不特定多数の人々が知ることができるように発表すること）をいう。ただし、公表に当たっては、個人情報の取扱い状況に応じ、合理的かつ適切な方法によらなければならない。

【解説】

- ア. 4-3、5-2-1-3 などにおいて用いています。
- イ. 公表の方法として、自社のホームページへの掲載、自社の店舗・事務所の窓口等における書面の掲示、備え置き、配布等が考えられます。

2-7 「本人の同意」等

- (1) 本ガイドラインにおいて「本人の同意」とは、本人の個人情報が、貸金業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう（当該本人であることを確認できていることが前提）。
- (2) 本ガイドラインにおいて「本人の同意を得（る）」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該貸金業者において了知することをいい、個人情報の取扱い状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならないが、原則として書面によることとする。

【解説】

- ア. 3-2、4-3、6-1 などにおいて用いられています。
- イ. 一般的には、「本人の同意」として、次のような方法が考えられます。
 - (ア) 同意する旨を本人から書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）で確認すること。
 - (イ) 本人が署名または記名押印した同意する旨の申込書等文書を受領し確認すること。
 - (ウ) 本人からの同意する旨のメールを受信すること。
 - (エ) 本人による同意する旨の確認欄へのチェック
 - (オ) 本人による同意する旨のホームページ上のボタンのクリック
 - (カ) 本人による同意する旨の音声入力、タッチパネルへのタッチ、ボタンやスイッチ等

による入力

ウ。 2-7-1 には、同意の形式についての特則があります。

2-8 「本人が容易に知り得る状態」

本ガイドライン「本人が容易に知り得る状態」とは、本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態に置いていることをいい、事業の性質および個人情報の取扱い状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

【解説】

- ア。 6-1 などにおいて用いられています。
- イ。 次のような状態に置かれていることが必要です。
 - (ア) ホームページへの掲載等が継続的に行われていること。
 - (イ) 事務所の窓口等への掲示、備え付け等が継続的に行われていること。

2-9 「本人の知り得る状態」

本ガイドラインにおいて「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」とは、ホームページへの掲載、パンフレットの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態に置くことをいい、常にその時点での正確な内容を本人の知り得る状態に置かなければならない。

【解説】

- ア。 7、8-6 に用いられています。
- イ。 必ずしもホームページへの掲載、または事務所等の窓口等へ掲示すること等が継続的に行われることまでを必要とするものではありませんが、事業の性質および個人情報の取扱い状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければなりません。 次のような方法が考えられます。
 - (ア) 問い合わせ窓口を設け、問い合わせがあれば、口頭または文章で回答できるような体制を構築しておくこと。
 - (イ) 店舗販売において、店舗にパンフレットを備えおくこと。

2-10 「提供」

本ガイドラインにおいて「提供」とは、個人データを利用可能な状態に置くことをいう。

【解説】

ア. 7において用いられています。

イ. 個人データが、物理的に提供されていない場合であっても、ネットワーク等を利用することにより、個人データを（権限により）利用できる状態にあれば（利用する権限が与えられていれば）、「提供」に当たります。

2-11 「貸金業者」

本ガイドラインにおいて「貸金業者」とは、貸金業の規制等に関する法律第3条第1項の登録を受けて貸金業を営む者をいう。

【解説】

ア. 貸金業規制法第2条第2項と同様の定義です。

イ. 法第2条第3項の「個人情報取扱事業者」に該当しない貸金業者も含まれます。

【関係法令】

- 法第2条第3項第5号

2-12 「個人信用情報機関」

個人の返済能力に関する情報の収集および与信事業を行う個人情報取扱事業者に対する当該情報の提供を業とするものをいう。

【関係法令】

- 貸金業規制法第30条
- 金融庁ガイドライン第2条第1項

3 個人情報の利用目的

3-1 利用目的の特定・明示・変更

- (1) 貸金業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り具体的に特定しなければならない。
- (2) 貸金業者は、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、その旨を明示することが望ましい。
- (3) 貸金業者は、貸金業規制法第 30 条に基づき、信用情報機関の情報を資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために使用してはならない旨を明示することとします。
- (4) 上記(1)により特定した利用目的は、あらかじめ本人の同意を得た場合または本人が容易に予想できる範囲に限り変更することができる。

【解説】

- ア. ここで対象とされるのは、「個人情報」(2-1)であり、「個人情報データベース等」に記録されていないものも含まれます。
- イ. 利用目的の特定にあたっては、最終的にどのような目的で利用するかについてまで特定する必要があります。また、単に抽象的、一般的に特定するのではなく、取得された当該本人の個人情報が利用される範囲を本人が合理的に想定できる程度に、具体的、個別的に特定しなければなりません。

利用目的の特定の例

- (ア) 「与信判断および与信後の債権管理に利用させていただきます。」
- (イ) 「返済または支払能力に関する調査のために利用いたします。」
- (ウ) 「新たな商品やサービスを開発したりお知らせしたりするために利用することがあります。」
- ウ. 個人情報を信用情報機関に提供することとしている貸金業者は、その旨も利用目的として含めることとなります。
- エ. 特定された利用目的は、個人情報保護宣言（本ガイドライン 11）に掲げることが望まれます。
- オ. (2)について：貸金業規制法（第 30 条）には、信用情報機関の情報を資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために使用してはならないことが定められていますから、その旨を明示することが望まれます。
- カ. (3)により利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、または公表しなければなりません。（5-3-(3)参照）
- キ. (3)について：「本人が容易に予想できる範囲」とは、個々の本人の能力や主観を基準とするものではなく、社会通念により客観的に判断されます。「変更前の利用目的と相

当の関連性を有すると合理的に認められる範囲」(法第 15 条)と同じ意味です。

【関係法令】

- 法第 15 条
- 法第 3 条

3-2 利用目的による制限

- (1) 貸金業者は、次の場合には、あらかじめ本人の同意を得なければならない。ただし、個人情報の保護に関する法律その他の法令に別段の定めのある場合はこの限りでない。
- ① 利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱おうとするとき
 - ② 合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合において、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱おうとするとき
- (2) 上記(1)の同意は、原則として書面(電子的方式・磁気的方式、その他、人の知覚によっては認識することのできない方式で作られる記録を含む。)によらなければならないが、それが不可能な場合も、事後に、同意した事実が確認できる方法によることとする。
- (3) 上記(1)の同意につき、あらかじめ作成された同意書面を用いる場合は、次の方法によることとする。
- ① 同意内容を理解した上で同意がなされるよう、同意書面の文字の大きさおよび文章の表現を変えるなどにより、個人情報の取扱いに関する条項が他と明確に区別されるようにすること。
 - ② 同意書面に確認欄を設け、各欄に、本人の署名または押印を得ること。

【解説】

ア. (1) のただし書きについて：法 16 条 3 項には、次の定め(例を除く)があります。

一 法令に基づく場合

(例)

- 犯罪捜査において、令状に基づき顧客名簿を差し出す場合(刑事訴訟法第 218 条)
- 所得税法第 234 条第 1 項等に基づいて税務当局が行う質問検査および国税犯則取締法第 1 条等に基づいて収税官吏、徴税吏員の行う犯則事件の任意調査に応じる場合
- 刑事訴訟法第 197 条に基づく捜査関係照会に応じる場合

- ・ 組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制等に関する法律第 54 条第 1 項に基づき疑わしい取引を届け出る場合
 - 二 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(例)
 - ・ いわゆる総会屋および暴力団等の違法行為に関する情報を収集する場合
 - 三 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(例)
 - ・ 病気の予防、治療に関する研究等を目的とする情報交換を行う場合
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
(例)
 - ・ 税務当局が適正な課税実現の観点から、個々の質問検査権の規定によらずに行う任意調査に応じる場合
- イ. (2)について：本人の同意が記録された書面は、苦情や紛争などが生じた場合に備え、(保存の方法・期間などのルールを定め)一定期間保存しておくことが望ましい。

【関係法令】

- ・ 法第 16 条
- ・ 金融庁ガイドライン第 5 条

4 個人情報の取得

4-1 適正な取得

貸金業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

【解説】

不正の手段として、次のような場合が考えられます。

- (ア) 他の事業者に指示して不正な手段で個人情報を取得させ、その事業者から個人情報を取得すること
- (イ) 本人に対して、個人情報の収集目的を隠し、または偽って取得すること
- (ウ) 情報の不正取得等の不当な行為を行っている第三者から、当該情報が漏洩された情報であること等を知った上で個人情報を取得すること。

【関係法令等】

- 法第 17 条
- 金融庁ガイドライン第 7 条

4-2 機微（センシティブ）情報について

- (1) 貸金業者は、政治的見解、宗教、思想、信条、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活、並びに犯罪歴に関する情報（以下「機微（センシティブ）情報」という。）については、取得、利用または第三者提供をしてはならない。但し、次に掲げる場合はこの限りでない。
- ① 法令等に基づく場合
 - ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
 - ③ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合
 - ④ 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
 - ⑤ 相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微（センシティブ）情報を取得、利用または第三者提供する場合
 - ⑥ 貸金業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき、業務遂行上必要な範囲で機微（センシティブ）情報を取得、利用または第三者提供する場合
 - ⑦ 機微（センシティブ）情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合
- (2) 上記(1)の各事由により取得、利用または第三者提供が許容される場合も、各事由を逸脱することないよう、特に慎重に取り扱うよう配慮しなければならない。

【解説】

ア. (1)⑥について

(ア) これに該当するには、貸金業の適切な業務運営を確保する必要性に基づくこと、本人の同意があること、業務遂行上必要な範囲であること、の3つの要件を満たさなければなりません。

(イ) 本人確認法のために運転免許証のコピーを取得することがありますが、運転免許証には本籍地の記載があるため、本籍地部分は黒塗りすることが必要です。

イ. センシティブ情報が書面に記載されていても、それを速やかに黒塗りして保管する場合は、「取得」したことになりません。

ウ. 本籍地の情報は、居所を不明にした者の現住所の問い合わせ等の適切な目的のため取得することは認められます（本人の同意は必要）。

【関係法令等】

- 旧ガイドライン第7条
- 金融庁ガイドライン第6条

4-3 取得に際しての利用目的の通知等および本人の同意

- (1) 貸金業者は、与信事業に際して個人情報を取得する場合は、利用目的について本人の同意を得ることとする。なお、個人信用情報機関に情報を提供する貸金業者は、それを利用目的として明示し、本人の同意を得なければならない。
- (2) 貸金業者は、上記(1)の同意を得るに際して、取引上の優越的な地位を不当に利用し、取得した個人情報を与信業務以外の金融商品のダイレクトメールの発送に利用することに同意することを与信の条件とするなどを行ってはならない（本人は当該ダイレクトメールの発送に係る利用目的を拒否することができる）。
- (3) 貸金業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、または公表しなければならない。ただし、個人情報の保護に関する法律その他の法令に別段の定めのある場合はこの限りでない。
- (4) 上記(1)から(3)の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - ① 利用目的を本人に通知し、または公表することにより本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - ② 利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該貸金業者の権利または正当な利益を害するおそれがある場合
 - ③ 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - ④ 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

【解説】

ア. 本人の同意について

- (ア) 「本人の同意」の意味については、2-7を参照。
- (イ) 個人情報の利用目的の取得において求められるのは、法令上は本人の同意ではなく、通知、公表等ですが、このガイドラインでは、金融庁ガイドライン（第3条第3項）に従い、利用目的について、本人の同意を得ることを求めています。なお、当初の利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合や、第三者提供を行う場合は、本人の同意が必須です。
- (ウ) 同意の取り方について：本人が内容をしっかりと認識したうえでの同意となるようにしなければなりません。利用目的を明示する書面に（契約書等において同意を得る場合は、利用目的を他の契約条項と明確に分離して記載し）確認欄を設けるなどの方法をとることが求められます。
- (エ) 同意を得た場合：借入れの申込みの際にこの同意を得た場合、その同意を得るために利用目的について明示したことになるので、あらためて「明示」することは必要

ありません。また「通知または公表」も必要ではありません。もっとも、それより後に取得する情報については、あらためて同意または通知等が必要になります。

(オ) 「公表」「通知」について

(ア) 「公表」の意味については、2-7を参照。

(イ) 「書面」には、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含みます。

(ウ) 「通知」は、その内容が本人に認識しやすいものとなるよう、原則として、書面によらなければなりません。それが不可能な場合は、口頭などによることもできますが、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によることが必要です。具体的には、次のような方法が考えられます。

- 面談においては、パンフレット等の文書を渡すこと。
- 電話においては、口頭または自動応答装置等で知らせること。
- 隔地者間においては、電子メール、ファックス等により送信すること、または文書を郵便等で送付すること。

イ. 「明示」について

(ア) 書面による本人からの直接取得の場合（(1)②）は、それ以外の場合（(1)①）よりも、本人に知らせる時期と方法について、法の要求が厳しくなっていますが（法18条）、これは、書面（電磁的記録等を含む）に記載された個人情報、データ化され、蓄積されることが多いこと等によるものと言われています。

①の例

- 電話で借入れの申込みがあり個人情報を聞き取ったが、契約に至らなかった場合

②の例

- 本人との間で契約を締結することに伴って、契約書などの書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合
- アンケート用紙に記入してもらう場合（そのアンケート用紙に利用目的を明記しておくことが必要です。）

(イ) 利用目定の明示として、次のような方法が考えられます。

- 利用目的を明記した契約書その他の書面を相手方である本人に対し手交し、または送付すること。
- ネットワーク上においては、本人がアクセスした自社のホームページ上、または本人の端末装置上にその利用目的を明記すること。（ネットワーク上において個人情報を取得する場合は、本人が送信ボタン等をクリックする前等にその利用目的（利用目的の内容が示された画面に1回程度の操作でページ遷移するよう設定したリンクやボタンを含む。）が本人の目にとまるようその配置に留意する必要がある。）

ウ. 後に紛争が生じた場合などに備えるため、上記(1)または(2)の定めにより通知、公表

または明示した事実を、文書等に記録し、一定期間保存しておくことが望ましい（文書等の管理体制をルール化して、従業員に遵守させることが望まれます）。

- エ. (2) について：同意の対象となる利用目的を個別に掲げ、本人の選択に基づき同意を得る場合は、この禁止に触れません。
- オ. (4)①の事例：企業が、暴力団・総会屋等による不当要求等の被害を防止するため、それらの者に関する情報を取得し、相互に協力しているような場合で、情報提供者が被害を受けるおそれがあるときなどは、これに該当します。
- カ. (4)④の事例：電話等での資料請求に応じて、請求者から取得した住所・氏名の情報を請求された資料の送付のみに利用する場合は挙げられます。

【関係法令等】

- OECD「公開の原則」・同「個人参加の原則」
- 法第 18 条
- 金融庁ガイドライン第 8 条

5 個人データの管理

5-1 データ内容の正確性の確保

- (1) 貸金業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、次に掲げる事項その他により、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。
- ① 個人情報データベース等への個人情報の入力時の照合・確認の手續の整備
 - ② 誤り等を発見した場合の訂正等の手續の整備
 - ③ 記録事項の更新
- (2) 貸金業者は、保有個人データについて、その利用目的に応じて保存期間を定め、当該期間の経過後、これを消去することとする。

【解説】

- ア. 貸金業規制法その他の法令に保存期間の定めがあるものについては、その期間より短く定めることはできません。
- イ. (2)の「消去」について：通常の方法によってはそのデータを復旧できない状態にすれば足り、ハードディスク等の記録媒体を物理的に破壊することまでは必要ありません。

【関係法令等】

- 法第 19 条
- 金融庁ガイドライン第 9 条
- OECD「データ内容の原則」

5-2 安全管理措置

- (1) 貸金業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- (2) 貸金業者は、上記(1)を具体化した「組織的・人的安全管理」(5-2-1)および「技術的・物理的安全管理措置」(5-2-2)を講じなければならない。

【解説】

- ア. すべての貸金業者が、「必要かつ適切な安全管理措置」を講じなければなりません。貸金業者の営業実態はさまざまで、大規模業者から零細業者まであり、コンピューターシステムを駆使している業者も、帳簿などの紙媒体のみで営業をしている業者も、それぞれの実態に即して「必要かつ適切な」措置を講ずる必要があります。

- イ. 5-2-2①～⑦はコンピューター等を使用する事業者を対象としたものであり、仮にコンピュータを全く使用していない事業者には、それらの措置は適用されません。また、従業員が一人(社長のみ)の場合には、5-2-1-1①～③(③ ii および③ ivを除く)、5-2-1-2に定める措置は適用されません。
- ウ. 安全管理措置は、便宜上、ここでは「組織的・人的安全管理措置」と「技術的・物理的安全管理措置」に分けていますが、他の分類方法もあり得ます。重要なのは、どれに分類されるかではなく、これらの措置がすべて遵守されることです。

5-2-1 組織的・人的安全管理措置

5-2-1-1 従業員の責任・権限・啓発・監督等

貸金業者は、個人データの安全管理が図られるよう、従業員について、次の措置を講じなければならない。

- ① 個人データの非開示契約等の締結等
 - i. 採用時等に、従業員との間で個人データの非開示契約等の締結等を行うこと。
 - ii. 非開示契約等に違反した場合の懲戒処分について就業規則等に定めること。
- ② 従業員の役割・責任等の明確化等
 - i. 各管理段階における個人データの取扱いに関する従業員の役割・責任等を明確化すること。
 - ii. 個人データの管理区分およびアクセス権限を設定すること。
 - iii. 違反時の懲戒処分を定めた就業規則等を整備すること。
 - iv. 必要に応じて関連規程等を見直すこと。
- ③ 従業員への安全管理措置の周知徹底、教育および訓練等
 - i. 従業員に対して採用時の教育および定期的な教育・訓練を行うこと。
 - ii. 個人データ管理責任者および個人データ管理者に対して教育・訓練を行うこと。
 - iii. 個人データの安全管理に係る就業規則等に違反した場合の懲戒処分を周知させること。
 - iv. 従業員に対する教育・訓練の評価および定期的な見直しを行うこと。
- ④ 従業員による個人データ管理手続きの遵守状況の確認等
 - i. 個人データの安全管理に関する取扱規程の遵守状況について、記録および確認を行うこと。
 - ii. 個人データの安全管理に関する取扱規程の遵守状況について、点検・監査を実施

すること。

【解説】

ア. ここで「従業者」とは、当該貸金業者の組織内にあつて直接間接にその指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、事業者との雇用関係に内者（取締役・執行役・理事・監査役・監事・派遣社員等）も含まれます。

イ. ①について

(ア) 「非開示契約」とは、従業者が、在職中およびその職を退いた後において、その業務に関して知り得た個人データを第三者に知らせ、または利用目的外に使用しないことを内容とする契約を意味します。

(イ) 「非開示契約等の締結」には、契約だけでなく、誓約書や念書なども含みます。従業者が、その業務に関して知り得た個人データを、在職中も、その職を退いた後も、第三者に知らせたり利用目的外に使用したりしない旨を約した文書等（電子的な形態も含む）を作成することが必要です。

(ウ) 非開示契約等は、採用時だけでなく、組織再編等により、従業者の取り扱う情報の範囲が変更された場合などにも、改めて確保することが必要です。

【関係法令】

- 政府の基本方針6(1)③
- 法第21条
- 金融庁ガイドライン第11条
- OECD「安全保護の原則」

5-2-1-2 個人データ管理責任者および個人データ管理者

(1) 貸金業者は、個人データの安全管理に係る業務遂行の総責任者として、「個人データ管理責任者」を設置し、次に掲げる業務を負わせなければならない。なお、株式会社組織である貸金業者においては、個人データ管理責任者は、取締役または執行役等の業務執行に責任を有する者でなければならない。

- ① 個人データの安全管理に関する規程および委託先の選定基準の承認および周知
- ② 個人データ管理者および5-2-2①に定める「本人確認に関する情報」の管理者の任命
- ③ 個人データ管理者からの報告徴収と助言・指導
- ④ 個人データの安全管理に関する教育・研修の企画
- ⑤ その他貸金業者全体における個人データの安全管理に関すること

(2) 貸金業者は、個人データを取り扱う部署ごとに「個人データ管理者」を設置し、次に掲げる業務を行わせなければならない。なお、個人データ取扱部署が単一である貸金業者においては、個人データ管理責任者が個人データ管理者を兼務することができる。

- ① 個人データの取扱者の指定および変更等の管理
- ② 個人データの利用申請の承認および記録等の管理
- ③ 個人データを取扱う保管媒体の設置場所の指定および変更等
- ④ 個人データの管理区分および権限についての設定および変更の管理
- ⑤ 個人データの取扱状況の把握
- ⑥ 委託先における個人データの取扱状況等の監督
- ⑦ 個人データの安全管理に関する教育・研修の実施
- ⑧ 個人データの管理責任者に対する報告
- ⑨ その他所管部署における個人データの安全管理に関すること

【解説】

「個人データ管理者」には、貸金業務取扱主任者（貸金業規制法第 24 条の 7）をあてることができます。

貸金業規制法（第 24 条の 7 第 1 項）には、貸金業務取扱主任者は、営業所または事務所において、他の従業者に対し、これらの者が貸金業に関する法令の規定を遵守して、その業務を適正に実施するために必要な助言または指導を行わせなければならないことが定められていますが、個人情報保護に関する管理もその一環としてとらえ、貸金業務取扱主任者が兼務することは、望ましいことと言えます。

ただし、「個人データ管理者」は、個人データを取り扱う部署ごとに設置しなければなりませんので、部署が二つ以上ある営業所においては、一つの部署においては貸金業務取扱主任者が兼任することができますが、その他の部署には別の人を選任しなければなりません。

【関係法令等】

- 政府の基本方針 6 (1)②
- 法第 20 条
- 貸金業規制法第 24 条の 7
- OECD「安全管理の原則」

5-2-1-3 個人データの安全管理措置に関する基本方針・取扱規程等の整備

貸金業者は、安全管理措置に関する基本方針および個人データの取扱規定について、次の措置を講じなければならない。

- ① 個人データの安全管理措置に関する、下記の事項を定めた基本方針を策定・公表し、必要に応じて見直すこと。
 - i. 貸金業者の名称
 - ii. 安全管理措置に関する質問および苦情処理の窓口
 - iii. 個人データの安全管理に関する宣言
 - iv. 基本方針の継続的改善の宣言
 - v. 関係法令等遵守の宣言

- ② 別表に定めるところにより、個人データの取扱規程を策定し、管理段階（下記 i）ごとに以下の規定事項を定めるとともに、必要に応じて規定を見直すこと。

ただし、全ての管理段階を同一人が取扱う小規模業者などにおいては、管理段階ごとに取扱規程を定めることに代えて、全管理段階を通じた取扱規程において定めることができる。

 - (i) 管理段階
 - 1) 取得・入力段階 2) 利用・加工段階 3) 保管・保存段階
 - 4) 移送・送信段階 5) 消去・廃棄段階 6) 漏えい事案等への対応の段階
 - (ii) 規定事項（別表参照）

- ③ 下記の事項を定めた個人データの取扱状況に関する点検・監査の規程を策定し、必要に応じて見直しを行うこと。

ただし、個人データ取扱部署が単一である貸金業者においては、点検をもって監査に代えることができる。

 - 1) 点検・監査の目的 2) 点検・監査の実施部署 3) 点検責任者及び点検担当者の役割・責任 4) 監査責任者および監査担当者の役割・責任 5) 点検・監査に関する手続き

- ④ 個人データの取扱状況を確認できる手段の整備として、次の事項を記載した台帳等を整備すること。
 - i. 取得項目
 - ii. 利用目的
 - iii. 保管場所・保管方法・保管期限
 - iv. 管理部署
 - v. アクセス制限の状況

5-2-1-4 点検・監査体制の整備

貸金業者は、個人データ安全管理状況の監査・点検について、次の措置を講じなければならない。

- ② 個人データを取り扱う部署においては、次の i から iv に従い、点検体制を整備し、自ら、それぞれの部署における安全管理状況を点検すること。
 - i. 点検責任者および点検担当者を選任すること。
 - ii. 点検計画を策定すること。
 - iii. 定期的および臨時の点検を実施すること。
 - iv. 点検の実施後において、規程違反事項等を把握したときは、その改善を行うこと。

- ③ 個人データを取り扱う部署においては、次の i から iv に従い、当該部署以外の者による監査体制を整備し、監査を実施すること。ただし、個人データ取扱部署が単一である貸金業者においては、点検をもって監査に代えることができる。
 - i. 監査の実施に当たっては、監査対象となる個人データを取扱う部署以外から監査責任者・監査担当者を選任し、監査主体の独立性を確保すること。
 - ii. 監査計画を策定すること。
 - iii. 定期的および臨時の監査を実施すること。
 - iv. 監査の実施により、規程違反を発見したときは、その改善を行うこと。

- ④ 上記③において、監査部署が（監査業務等により）自らも個人データを取扱う場合には、当該部署における監査は、個人データ管理責任者が特に任命する者が実施すること。

- ⑤ 貸金業者は、機微（センシティブ）情報に該当する生体認証情報の取扱いに関しては、外部監査を行い、その他の機微（センシティブ）情報の取扱いについては、必要に応じて、外部監査を行うことが望ましい。

5-2-1-5 漏えい事案等への対応体制の整備

貸金業者は、漏えい事案等への対応体制について、次の措置を講じなければならない。

- i. 対応部署を定めておくこと。
- ii. 漏えい事案等の影響等に関する調査体制を整備してこと。
- iii. 再発防止策・事後対策の検討体制を整備しておくこと。
- iv. 自社内外への報告体制を整備しておくこと。
- v. 漏えいについての対処マニュアルを整備すること

【解説】

ア. 「体制の整備」とは、対応について、誰が（主体）どのように（方法）行うかを定めておくことです。

5-2-2 技術的・物理的安全管理措置

貸金業者は、「技術的・物理的安全管理措置」として、必要に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ① 個人データの利用者の識別および認証を行うこと。
 - i 本人確認機能の整備
 - ii 本人確認に関する情報の不正使用防止機能の整備
 - iii 本人確認に関する情報が他人に知られないための対策
 - ・ パスワードの定期的変更（強制変更機能を含む）/パスワードの有効期間を短期に変更するルール
- ② 個人データの管理区分を設定し、アクセス制御を行うこと。
 - i 従業者の役割・責任に応じた管理区分およびアクセス権限の設定
 - ii 貸金業者内部における権限外者に対するアクセス制御
 - iii 外部からの不正アクセス防止措置（アクセス可能な通信経路の限定・外部ネットワークからの不正侵入防止機能の整備・不正アクセスの監視機能の整備・ネットワークによるアクセス制御機能の整備）
- ③ 個人データへのアクセス権限を管理すること。
 - i 従業者に対する個人データへのアクセス権限の適切な付与および見直し
 - ii アクセス権限を付与すべき従事者の審査
 - iii 個人データへのアクセス権限を付与する従業者数を必要最小限に限定すること（不必要に特権アクセス権限者を設けないこと）
 - iv 従業者に付与するアクセス権限を必要最小限に限定すること
 - v 情報システムの利用時間制限（時間外にシステム起動できるのは個人情報保護

管理者のみとする)

- vi. アクセス権限者であっても、休日や業務時間外においては、単独でのアクセスを不能とするよう制御すること。

④ 個人データの漏えい・き損の防止策をたてること。

i 個人データの保護策

1) 蓄積データの漏えい防止策

- ・ 情報記憶媒体内データの暗号化
- ・ 個人データのバックアップを二重にとること。
- ・ 個人データが記録された機器をリース会社へ返却する前の、データの完全消去

2) 伝送データの漏えい防止策(移送・通信時の対策)

- ・ データの暗号化やパスワードの設定

3) コンピュータウィルス等不正プログラムへの防止対策(ウィルス対策ソフトウェアの導入)

4) オペレーティングシステム(OS)、アプリケーション等に対するセキュリティー対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティーパッチ)の適用

5) 個人データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策について

- ・ 情報システムの動作確認時のテストデータとして個人データを利用することを禁ずること(ダミーのデータを使用すること)
- ・ 情報システムの変更時に、それによって、既存のデータや、情報システム、運用環境のセキュリティーが損なわれないことの検証を行うこと

ii 障害発生時の技術的対応・復旧手順の整備

1) 不正アクセスの発生に備えた対応・復旧手順の整備

2) コンピュータウィルス等の不正プログラムによる被害時の対策

3) リカバリ機能の整備

⑤ 個人データへのアクセスの記録・分析・保存を行うこと。

i. 個人データへのアクセスの記録

ii. 上記 i の分析(アクセスログの調査)

iii. 上記 i の一定期間の保存

⑥ 個人データを取扱う情報システムの稼働状況の記録および分析を行うこと。

i. 個人データを取扱う情報システムの稼働状況の記録

ii. 上記 i の分析

iii. 上記 i の一定期間の保存

- ⑦ 個人データを取扱う情報システムの監視および監査を行うこと。
 - i 個人データを取扱う情報システムの利用状況および個人データへのアクセス状況の監視
 - ii 上記 i の監視状況についての点検・監査

- ⑧ 入退館（室）を管理すること（ルールを定めて管理していること）。
 - i 個人データを取り扱う業務は、入退館（室）を実施している場所で行われること
 - ii 入退室（館）システムの導入により権限を持たない者（従業者を含む）の立ち入り制限を実施すること
 - iii 個人情報を取り扱う部署における監視カメラの設置
 - iv 個人情報の記憶媒体の保管場所を特定するとともに、可能な限り、専用の保管（管理）場所を確保し、入退館の記録保持を徹底する。

- ⑨ 盗難等の防止策をたてること。
 - i 記録媒体などの持ち込みおよび持ちだしについて、管理ルールを定め、実施すること。
 - ii 離席時に、個人データを記した書類、媒体、ノートパソコン等を机上等に放置することを禁ずること。
 - iii 個人データを取り扱う情報システムの操作マニュアルを机上等へ放置することを禁ずること。

- ⑩ 機器・装置等の物理的な保護を施すこと。
 - i 個人データを取り扱う機器・装置等を安全管理上の脅威（盗難・破壊・損壊等）や環境上の脅威（漏水・火災・停電等）から物理的に保護すること。

- ⑪ その他
 - i 情報システムのリモートアクセスによる保守
 - ii システムのメンテナンスについてのガイドラインの策定

【解説】

必要かつ適切な安全管理措置を講じているとはいえない場合として、次のような場合が考えられます。

- (ア) 組織変更が行われ、個人データにアクセスする必要がなくなった従事者が個人データにアクセスできる状態を貸金業者が放置していた場合

- (イ) 個人データに対してアクセス制御が実施されておらず、アクセスを許可されていない従業者がそこから個人データを入手した場合
- (ウ) 個人データをバックアップした媒体が、持ち出しを許可されていない者により持ち出し可能な状態になっている場合

【関係法令等】

- 法第 20 条
- 金融庁ガイドライン第 10 条
- 経産省ガイドライン 21 頁

5-2-3 委託先の監督等

貸金業者は、個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合は、その取扱いを委託した個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。具体的には、次に定める措置をとることが求められる。

- ① 委託先の選定基準を定め、それに基づいて委託先を選定し、またこの基準を定期的に見直すこと。
- ② 上記①の選定基準として、次の事項を盛り込むこと。
 - i. 委託先において、5-2 から 5-2-2 に定める安全管理措置が講じられていること。
 - ii. 個人データの安全管理上の信用度が（実績などから見て）高いこと。
 - iii. 経営状態が健全であること。
- ③ 個人情報の流出防止等の保護措置が委託先において確保されるよう、委託契約において以下の事項を定めなければならない。なお、委託契約に盛り込む事項は定期的に見直さなければならない。
 - i. 委託先の監督・監査・報告徴収に関する権限
 - ii. 委託先における個人データの漏えい・盗用・改ざん・目的外利用の禁止
 - iii. 再委託に関する条件
 - iv. 漏えい等が発生した場合の委託先の責任
- ④ 上記委託契約の内容が遵守されていることを、定期的または随時に確認し、委託先が当該基準を満たしていない場合は、これを満たすよう監督するこ

と。

【解説】

- ア. 貸金業者が自社内でいくら厳重な安全管理措置をとっても、委託先での安全管理がずさんであれば、せつかくの努力が無に帰してしまいます。委託先の監督により、個人データの安全管理のための措置を委託先においても確保することが必要です。
- イ. 「委託」とは、ここでは、従業者以外の者（法人を含む）に対して個人データの取扱いの全部または一部を行わせることであり、その根拠となる契約の種類や名称を問いません。
- ウ. 委託先がさらに委託をした場合（再委託）は、委託先が再委託先に対して十分な監督を行っているかについても監督する必要があります。
- エ. ①②について：
- (ア) 委託先の選定基準として、委託先において、5-2 から 5-2-3 に定める安全管理措置が講じられていることを盛り込まなければならない(②) わけですから、「組織的・人的安全管理措置」と「技術的・物理的安全管理措置」として定められていることが、そのまま、委託先の選定基準の基本を占めることになります。
- (イ) 委託先の選定は、その委託先において個人情報の管理が適切になされているかについての客観的な判断資料に基づくことが望ましいと言えます。
- オ. ③について：すでに契約関係にある委託先との間では、契約を見直し、委託先と交渉のうえ、個人情報の保護に関して必要な条項を、「覚書」などの形式で追加することが必要になります。

【関係法令】

- 法第 22 条
- 金融庁ガイドライン第 12 条
- 政府の基本方針
- 経産省ガイドライン 33 頁

6 第三者提供の制限

6-1 本人の同意

- (1) 貸金業者は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供してはならない。ただし、法第23条各号の場合はこの限りでない。
- (2) 上記(1)の同意は、原則として書面（電子的方式・磁気的方式、その他、人の知覚によっては認識することのできない方式で作られる記録を含む。）によらなければならない。それが不可能な場合も、事後に、同意した事実が確認できる方法によることとする。
- (3) 上記(2)の書面には、次に掲げる事項を示すこととする。
 - ① 個人データを提供する第三者
 - ② 提供を受けた第三者における利用目的
 - ③ 第三者に提供される情報の内容
- (4) 上記(1)の同意につき、あらかじめ作成された同意書面を用いる場合は、次の方法によることが求められる。
 - ① 同意内容を理解した上で同意がなされるよう、同意書面の文字の大きさおよび文章の表現を変えるなどにより、個人情報の取扱いに関する条項が他と明確に区別されるようにすること。
 - ② 同意書面に確認欄を設け、各欄に、本人の署名または押印を得ること。
- (5) 次の要件（①②の双方）を満たす場合は、6-3(4)の場合を除いて、上記(1)の規定にかかわらず（本人の事前の同意なく）、当該個人データを第三者に提供することができる。
 - ① 第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしていること
 - ② 次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いていること
 - 一 第三者への提供を利用目的とすること
 - 二 第三者に提供される個人データの項目
 - 三 第三者への提供の手段または方法
 - 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

- (6) 貸金業者は、上記(5)②の二または三に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- (7) 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、上記(1)から(4)の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- ① 貸金業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合
 - ② 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - ③ 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合。ただし、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し（原則として書面による）、または本人が容易に知り得る状態に置いているときに限る。
 - i. 個人データを特定の者との間で共同して利用すること
 - ii. 共同して利用される個人データの項目
 - iii. 共同して利用する者の範囲
 - iv. 利用する者の利用目的
 - v. 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称
 - ④ 上記③iiiについては、共同利用者を個別に列挙することが望ましいが、共同利用者の外延を具体的に示すことによっても可能であり、この場合は、本人が容易に理解できるよう「共同して利用する者」を、具体的に特定しなければならない。
 - ⑤ 上記vの「個人データの管理について責任を有する者」（以下「管理責任者」という。）は、共同利用する者において、第一次的に苦情を受け付け、その処理を行うとともに、開示、訂正等、利用停止等の決定を行い、安全管理に責任を有する者をいう。
- (8) 貸金業者は、上記(7)の③に規定する利用する者の利用目的または個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

【解説】

- ア. 個人データを「第三者」に「提供」する場合、原則として、本人の事前の同意が必要です。
- (ア) 「提供」とは、個人データを利用可能な状態に置くことです（2-12を参照）。
- (イ) 「第三者」とは、原則として、当該貸金業者と本人以外の者です。
- (ウ) 個人情報情報機関への提供についても、本人の事前の同意を得ることが必要です。（6-3参照）
- (エ) 書面によることを原則としますが、口頭であっても、録音等、本人の意思が明確に反映され事後的に検証することができる方法であれば、認められます。

イ. 例外が、大きく分けて三つあります。

(ア) 1つは、法令に別段の定めがある場合です。個人情報保護に関する法律では、次の除外事由が定められています。この場合、同意は不要です。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

三 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

四 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(イ) 2つ目は、第三者に提供することについては同意は必要でないが、本人の求めがあれば、提供停止（オプトアウト）をする場合です。これが認められるためには、(5)②の4つの要件を満たしていなければなりません。ただし、個人情報情報機関への提供については、用いないこととします。(6-2-(4)参照)

(ウ) 3つ目は、第三者であっても、同意を必要とするとあまりに大変であったり、実質的には貸金業者と一体のもののみなし得るなどのために、ここでの「第三者」からはずされる場合です。(7)の①～③がこれにあたります。

①について：委託先へ提供する場合です。データの入力作業を委託する場合などが考えられます。提供についての同意は不要ですが、委託先の監督等の要請を充たすことが必要になります(6-2-3を参照のこと)。

③について：グループによる共同利用をする場合です。関連会社などの、特定の者の中で利用する場合がありますが、(4)③の要件を満たさなければなりません。

なお、「本人が容易に知り得る状態」の意味については、2-10を参照。

ウ. (5)④について：外延を示す具体例としては、次のようなものが挙げられます。

(ア) 当社および有価証券報告書等に記載されている、当社の子会社

(イ) 当社および有価証券報告書等に記載されている、連結対象会社および持分法適用会社

【関係法令】

- 法第23条・第24条・附則第3条
- 金融庁ガイドライン第4条・第13条

6-2 個人信用情報機関への提供

- (1) 貸金業者は、個人信用情報機関に対して個人データを提供する場合には、当該機関の会員企業に対して情報が提供されることについても、利用目的に明示し、本人の同意を得なければならない。
- (2) 上記(1)の同意を得る書面には、次に掲げる事項を記載（表示）しなければならない。
 - ① 6-1-(3)に定める事項
 - ② 個人データが当該機関の会員企業にも提供される旨
 - ③ 当該機関の会員企業として個人データを利用する者
- (3) 上記(2)③の事項の表示は、本人が同意の可否を判断するに足りる具体性をもって、次に掲げる方法等、その外延を本人に客観的かつ明確に示すものでなければならない。
 - ① 会員企業の名称を記載する方法
 - ② 当該機関の規約等および会員企業名を常時公表しているホームページ（苦情処理の窓口の連絡先等、本ガイドライン11に定める個人情報保護宣言の内容を記載したもの）のアドレスを記載する方法
- (4) 貸金業者は、与信事業に係る個人の返済能力に関する個人データを個人信用情報機関へ提供するにあたっては、法第23条2項および本ガイドライン7-1(3)に定める方法（オプトアウト）によることはできない（本人の同意を得ることを要する）。

【解説】

- ア. (1)について：個人信用情報機関も「第三者」に当たるので、それに対する提供について、本人の同意が必要ですが、この提供は、データがその会員企業に対しても提供されることを前提としていますから、その提供についての同意も、あわせて、貸金業者が得ることとしています。
- イ. (2)について：本人の同意が、個人データが個人信用情報機関を通じて当該機関の会員企業にも提供されることを明確に認識した上でなされるようにするための規定です。
- ウ. (4)について：オプトアウト制では、本人から提供の停止を求めに応じなければなりません。これを個人信用情報機関についても認めると、多重債務問題等への適切な対応ができなくなり、信用情報機関を設けた趣旨を没却してしまうためです。(1)の原則により、本人の同意を得なければなりません。
- エ. 個人信用情報機関から得た資金需要者の返済能力に関する情報については、当該者の返済能力の調査以外の目的に使用することのないよう、慎重に取り扱わなければならないことが、貸金業規制法30条2項に定められています。

【関係法令】

- 金融庁ガイドライン第13条第3項
- 貸金業規制法第30条

6-3 第三者提供に関する経過措置

- (1) 本ガイドラインの施行前に本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、それが6-1(1)に定める個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項の同意があったものとみなす。
- (2) 貸金業者が、法の施行前に行った与信事業に際して、個人信用情報機関への提供の同意を本人から得ている場合、加入資格に関する当該機関の規約等および会員企業名の公表は、法の施行前に実施されることが適当である。

【関係法令等】

- 法附則第3条

7 保有個人データに関する事項の公表

- (1) 貸金業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。
- ① 当該貸金業者の氏名または名称
 - ② すべての保有個人データの利用目的（5-3(4)①から③までに該当する場合を除く。）
 - ③ 開示・訂正・利用停止等の求めに応じる手続（10-6により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
 - ④ 当該貸金業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申し出先
 - ⑤ 当該貸金業者が、認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称および苦情の解決の申し出先
- (2) 貸金業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- ① 上記(1)により、当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
 - ② 5-3-4①から③に該当する場合
- (3) 貸金業者は、上記(2)の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

【解説】

- ア. 「本人の知り得る状態」の意味については、2-11を参照。本人が通常の実力の範囲内で知り得る状態であることが必要です。過去に「公表」されても、現在、通常の実力で知り得なければ、この状態にあるとはいえません。
- イ. (1)②について：第三者提供が利用目的となっている場合には、「すべての保有個人データの利用目的」の内容として、その旨を記載することが必要です。

【関係法令等】

- 法第24条
- 令第5条
- 金融庁ガイドライン第14条

8 個人データに関する本人関与（開示等の求め）

8-1 開示の求め

- (1) 貸金業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付（開示の求めを行った者が同意したときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないことができる。
- ① 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - ② 当該貸金業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - ③ 法令に違反することとなる場合
- (2) 貸金業者は、上記(1)の規定に基づき求められた保有個人データの全部または一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨およびその理由を通知しなければならない。
- (3) 貸金業者は、上記(2)の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

【解説】

- ア. 開示とは、開示を求められた個人情報の存否を含めてその内容を知らせることをいいます。開示を求めた者が同意すれば、口頭によることも可能です。
- イ. (1)①の例として、本人に関する情報の中に、第三者の情報が含まれている場合が考えられます。
- ウ. (1)②の例として、与信審査内容等の貸金業者が付加した情報の開示の求めを受けた場合などが考えられますが、開示すべき個人データの量が多いからといって開示を拒むことはできません。

【関係法令等】

- 法第 25 条
- 令第 6 条
- 金融庁ガイドライン第 15 条
- 金融庁事務ガイドライン 3-2-7(1)
- OECD「個人参加の原則」

8-2 訂正等

- (1) 貸金業者は、本人から、保有個人データに誤りがあり、事実でないという理由によって訂正等（訂正、追加または削除）を求められた場合には、速やかに必要な調査を行い、その結果に基づき、訂正等を行わなければならない。ただし、利用目的から見て訂正等が必要ではない場合および誤りである旨の指摘が正しくない場合には、この限りでない。
- (2) 貸金業者は、上記(1)の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、または訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。
- (3) 貸金業者は、(1)の求めにもかかわらず訂正等を行わないこととする場合は、その根拠となる事実を示し、理由を説明しなければならない。

【解説】

訂正等の対象が評価に関する情報である場合は、訂正を行う必要はありません。

【関係法令等】

- 法第 26 条
- 金融庁ガイドライン第 16 条
- OECD「データ内容の原則」・同「個人参加の原則」

8-3 利用停止等の求め

- (1) 貸金業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、次の理由により、法 16 条の規定に違反して取り扱われている手続違反（同意のない目的外利用、不正な取得、または同意のない第三者提供）の理由により、保有個人データの利用停止等（利用の停止、消去または第三者への提供の停止）が求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、その措置を行わなければならない。ただし、次の要件を満たす場合は、この限りでない。
 - ① 利用停止等を行うことが困難であること
 - ② 本人の権利利益を保護するため必要な代替措置をとること
- (2) 上記(1)に基づいて利用の停止等を行った場合および利用を停止しないこととした場合にはその旨を、遅滞なく本人に通知しなければならない。

【解説】

ア. 同意のない目的外利用については利用の停止、不正な取得について消去、同意のない

第三者提供については第三者への提供の停止が求められることとなります。

【関係法令等】

- 法第 27 条
- 金融庁ガイドライン第 17 条
- OECD「個人参加の原則」

8-4 理由の説明

貸金業者は、本人から求められた保有個人データの開示、訂正または利用停止若しくは第三者への提供停止の全部または一部について、その措置をとらない旨を通知する場合またはその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、措置をとらないまたは異なる措置をとることとした根拠となる事実を示し、その理由を説明しなければならない。

【解説】

- ア. 理由は、合理的なものでなければならず、その裏付けとなる根拠を示すことが望まれます。
- イ. 協会は、上記の取扱いに関して本人から苦情があったときは、本ガイドライン 10 に従って処理をすべきこととなります。

【関係法令等】

- 法第 28 条
- 金融庁ガイドライン第 18 条

8-5 開示等の求めに応じる手続

- (1) 貸金業者は、保有個人データの利用目的の通知、保有個人データの開示、訂正または利用停止若しくは第三者への提供停止の求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、次の事項を定めることができる。
- ① 開示等の求めの受付先
 - ② 開示等の求めに際して提出すべき書面（電子的方式、磁気的方式その他他人の知覚近くによっては認識することができない方式で作られる記録を含む）の様式その他の開示等の求めの受付方法（郵送、FAXで受け付ける等）
 - ③ 開示等の求めをする者が本人または代理人であることの確認の方法
 - ④ 保有個人データの利用目的の通知、または保有個人データの開示をする際に徴収する手数料の徴収方法
- (2) 貸金業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、貸金業者

は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

- (3) 開示等の求めは、次に掲げる代理によってすることができる。
- ① 未成年者または成年被後見人の法定代理人
 - ② 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人
- (4) 貸金業者は、上記(1)から(3)の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

【解説】

- ア. 開示等の請求者が本人または代理人であることの確認は、本人に過重な負担とならないことが必要ですが、逆に、あまりに安易な方法を定めることにより真正な権利者でない者に個人情報を開示してしまうなどの事態が生じないように注意しなければなりません。
- イ. (3)②について：不正入手防止のために、委任代理人として開示等を求めてきた者の代理権の確認は、委任状によることとし、印鑑証明書に基づく印影の照合などを行うことが望ましい。
- ウ. 代理人によって利用目的の通知の求めや開示の求めがなされた場合、本人にのみ、それぞれ通知、開示をするように定めることは、妨げられません。

【関係法令等】

- 法第 29 条第 1 項
- 令第 7 条・第 8 条 1 項
- 金融庁ガイドライン第 19 条

8-6 手数料

- (1) 貸金業者は、利用目的の通知または保有個人データの開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。
- (2) 上記(1)の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。
- (3) 貸金業者は、手数料を定めた場合には、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いておかななければならない。

【解説】

- ア. (2) について：実費を勘案する方法として、開示等の手続に要する平均的実費を予測

して算出することが合理的です。この実費には、用紙代・コピー代・郵送料などが考えられます。

イ. 「本人の知り得る状態」の意味については、2-11 および 8 の解説 (ア) を参照。

【関係法令等】

- 法第 30 条
- 金融庁ガイドライン第 20 条
- 政府の基本方針 6 (1)①

9 苦情の処理

- (1) 貸金業者および協会は、個人情報取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- (2) 貸金業者は、上記(1)の目的を達成するために苦情処理窓口の設置、苦情処理の手順を定めるなど、必要な体制の整備に努めなければならない。

【関係法令等】

- 法 31 条
- 金融庁ガイドライン第 21 条

10 漏洩が生じた場合の措置

- (1) 貸金業者は、個人情報の漏洩等が発生した場合は、その事実関係を速やかに調査し、その結果を監督当局に（協会員業者はその所属協会にも）報告しなければならない。
- (2) 上記(1)の報告を受けた協会は、当該貸金業者に対して適切な指導・勧告等を行うとともに、連合会に対して、速やかに、その事案および対応を報告しなければならない。
- (3) 貸金業者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、二次被害の発生を防止し、類似事案の発生を回避するために、その事実関係および再発防止策等を早急に公表しなければならない。
- (4) 貸金業者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、漏えい等の対象となった本人に対し、速やかに漏えい等の事実関係の通知を行わなければならない。
- (5) 上記(1)から(4)の場合、不正な行為をした疑いのある者その他の者の人権を侵すことのないよう配慮しなければならない。

【解説】

- ア. (1)は当局に対する報告、(3)は社会に対する公表、(4)が本人に対する通知について定めています。
- イ. (1)の「監督当局」は、財務局登録の業者は財務局、知事登録の業者は都道府県（知事）です。
- ウ. (4)について：再発防止策をたてるためには、実際に生じてしまった漏洩に関して、安全管理措置のどの部分に不備があったのかを調査することが必要です。
- エ. 漏洩が生じた場合に備えた対内的・対外的な対応方法を、安全管理についての取扱規程に定めておくことが必要です。（5-2-1-5 参照）
- オ. 再発を防止するため、実際に生じてしまった漏洩に関して、安全管理措置のどの部分に不備があったのかを調査し、それを早急に改善・是正することが必要となります。
- カ. (5)について：調査および事実関係の公表においては、個人の名誉やプライバシーを尊重することが求められます。個人の実名の公表ないし本人を特定できる方法での公表は、原則として避けなければなりません。

【関係法令等】

- 政府の基本方針6①
- 金融庁ガイドライン第22条

11 個人情報保護宣言

貸金業者は、個人情報保護に関して、社会の信頼を確保するために、次の事項を含む基本方針等を定め、これを公表しなければならない。

- I 個人情報保護への取組み方針
 - (i) 本ガイドラインおよび関係法令を遵守すること
 - (ii) 個人情報を目的外に利用しないこと
 - (iii) 苦情処理に適切に取り組むこと
- II 本ガイドライン7に定める公表すべき事項
 - (i) 貸金業者の名称
 - (ii) 個人情報の利用目的
 - (iii) 利用目的の通知・公表等の手続についての分かりやすい説明
 - (iv) 開示等の本人からの求めに応じる手続等、個人情報の取扱いに関する諸手続についての分かり易い説明
 - (v) 個人情報の取扱いに関する質問および苦情処理の窓口
- III 本ガイドライン6-2の安全管理措置に関する方針

【解説】

ア. 「公表」の意味については、2-6を参照。

【関係法令】

- 政府の基本方針6(1)①（[事業者が行う措置の対外的明確化]）
- OECD「公開の原則」
- 金融庁ガイドライン第23条

12 本ガイドラインの改正

本ガイドラインは、必要に応じて見直しを行い、連合会における理事会の決議により、改正することができる。